

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第11回（H29.10.6）	資料3

同行援護に係る報酬・基準について 《論点等》

同行援護の概要

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
 - 同行援護アセスメント票の調査項目に該当していること。また、身体介護を伴う場合は以下のいずれも満たす者であること
 - ・ 障害支援区分2以上
 - ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定されている者又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を負えるものに限る。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
- 同行援護従業者養成研修応用課程修了者(平成30年3月31日まで研修を終了したものとみなす経過措置を設ける)であつて①又は②の要件を満たす者
 - ①介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であつて3年以上の実務経験がある者
 - ②移動支援事業に3年以上従事した者 等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
- 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
- 居宅介護職員初任者研修修了者等であつて、1年以上の直接処遇経験を有する者(平成30年3月31日まで1年以上の実務経験を要しない経過措置を設ける) 等

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

(身体介護を伴う場合)

256単位(30分)～839単位(3時間)
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

(身体介護を伴わない場合)

105単位(30分)～278単位(1.5時間)
1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

6,266(国保連平成29年4月実績)

○ 利用者数

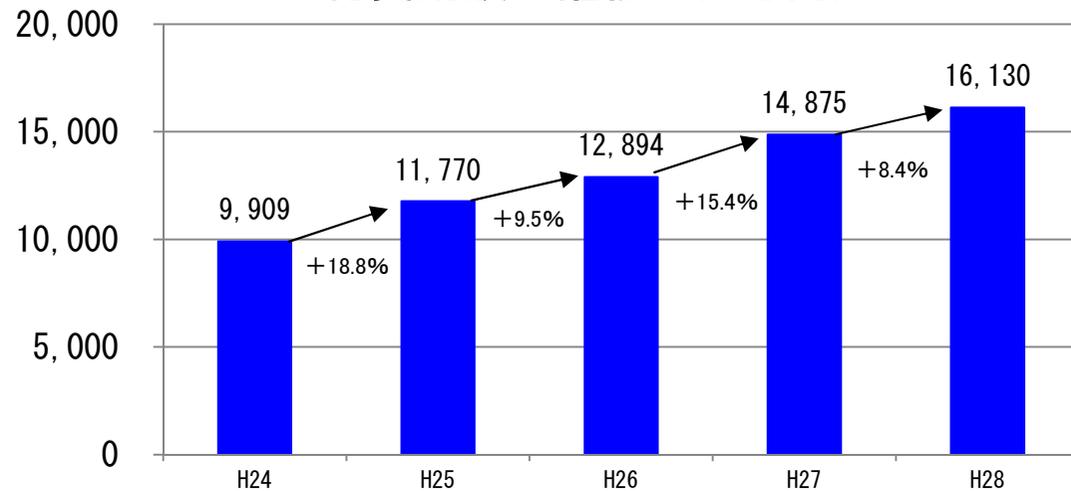
24,948(国保連平成29年4月実績)

同行援護の現状

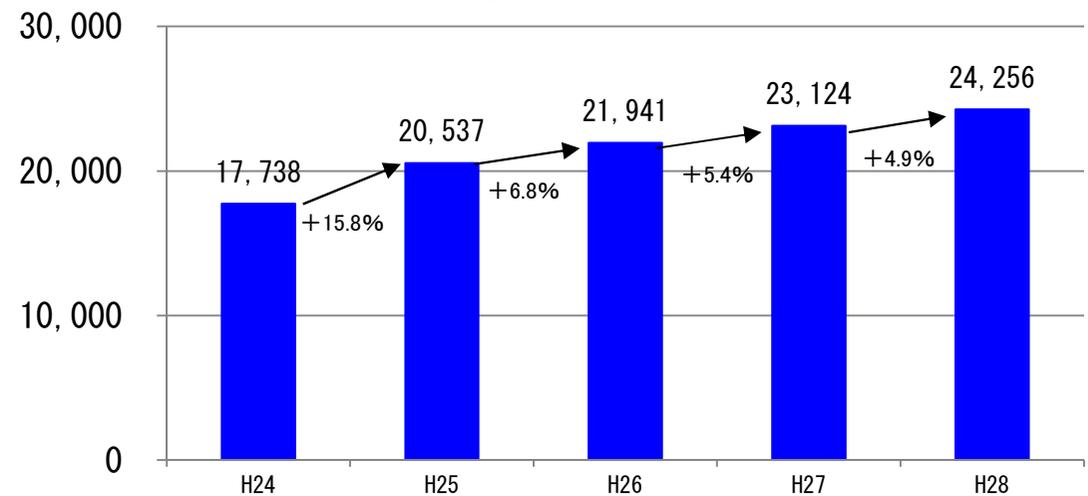
【同行援護の現状】

- 同行援護の平成28年度費用額は約161億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.7%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

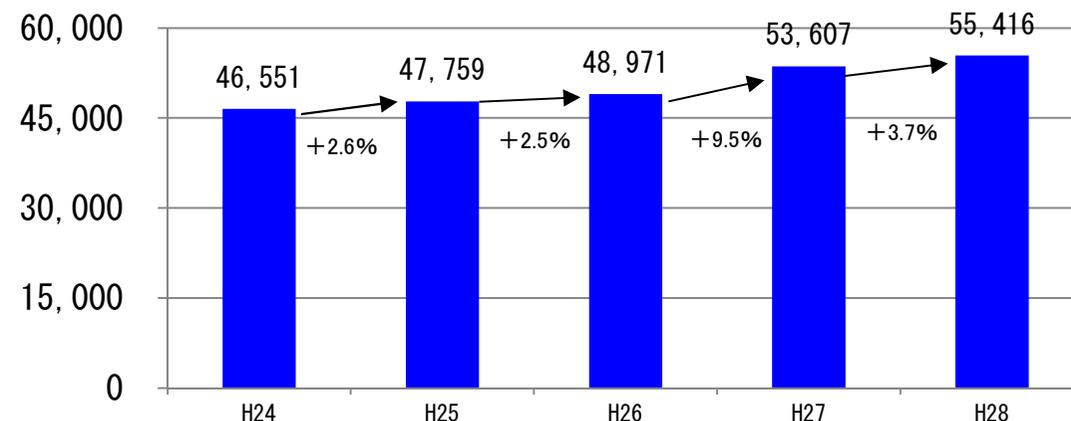
総費用額の推移（百万円）



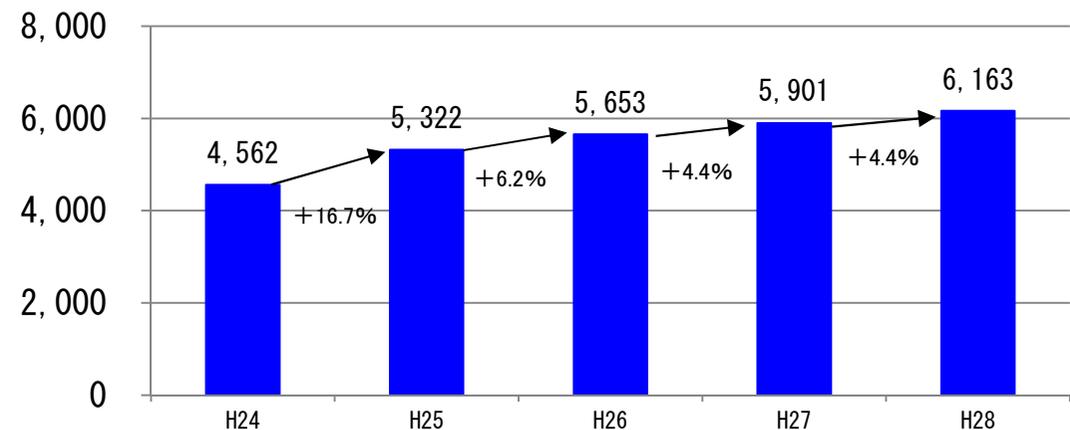
利用者数の推移（一月平均（人））



一人当たり費用額の推移（円）



事業所数の推移（一月平均（か所））



関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○移動の安全を確認、確保ができない視覚障害者の目の代わりになるガイドヘルパーは、その利用者の命を預かる存在である。また、視覚障害に加え、さらに安全確保しにくい肢体障害、聴覚障害、内部障害を併せ持つ人、及び理解力・判断力・管理能力等に支援が必要な精神障害、知的障害、発達障害、認知症を併せ持つ人等については、ガイドヘルパーの技術的にも倫理面も含めた資質において高いスキルが求められる。現在、同行援護利用者の7割近くが65才以上であり、上記内容も勘案し、「身体介護併う」以上の単価設定が必要である	日本盲人会連合
2	○盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援に関して十分な知識、技能を有する者(現行の盲ろう者向け通訳・介助員)が、同行援護従業者として盲ろう者の支援を行った場合に、盲ろう者支援加算(仮称)の対象とする制度を新たに設けることを求める。	全国盲ろう者協会
3	○同行援護従業者の運転する車に乗車しての制度利用ができるようにする。	日本盲人会連合
4	○宿泊を伴う同行援護を認めるとともに、夜間(寝ている間)についても報酬の対象とする。また、宿泊を伴う援助の場合には、ヘルパーの過度の負担とならないために、複数派遣をも可能なものとする。	日本盲人会連合
5	○同行援護の報酬にかかる国庫負担算定基準に、「盲ろう者支援加算(仮称)」対象者の区分を設け、十分な派遣時間が確保されるよう、適正な基準を設定する必要がある。 ○この基準設定にあたっては、盲ろう者に対する同行援護従業者の複数派遣の必要性についても、十分配慮したものとする必要がある。	全国盲ろう者協会
6	○同行援護従業者養成研修の時間数は、一般・応用という区分けを無くし、32時間とする。受講修了生の資質の低下にも繋がりがかねない通信での講義や免除科目の設定は廃止とする。	日本盲人会連合
7	○事業所におけるサービス提供責任者の資格要件に、「同行援護従業者養成研修32時間修了かつ同行援護に従事した実務経験3年以上」を含める。	日本盲人会連合
8	○現行の同行援護従業者養成研修(一般20時間・応用12時間)と、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修(必修42時間・選択42時間)では内容に一定の差異があるが、同行援護において盲ろう者向け事業を円滑に進めるためには、現行の盲ろう者向け通訳・介助員が、そのまま同行援護の従業者となれるよう、資格の見直しを行うことを求める。	全国盲ろう者協会
9	○同行援護事業所において盲ろう者の支援を効果的に行うためには、当該事業所のサービス提供責任者が盲ろう者支援に関して一定の専門性を有することが望ましい。このため、サービス提供責任者の資格要件に、盲ろう者支援に関する実務経験を加えることを求める。	全国盲ろう者協会
10	○盲ろう者への意思疎通支援や移動支援が必要な場面においては、就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助の事業所への同行援護従業者(盲ろう者支援に関して十分な知識、技能を有する者に限る)の派遣を認めるべきである。	全国盲ろう者協会
11	○盲ろう者が利用する就労継続支援B型、生活介護の事業所において同行援護を利用するにあたっては、現行の共同生活援助における居宅介護の利用と同様に、「外部サービス利用型」のほか、個人単位での利用も可能とすべきである。	全国盲ろう者協会

同行援護に係る報酬・基準について

同行援護に係る論点

論点1 報酬体系について

論点2 従業者要件について

【論点1】 報酬体系について

現状・課題

- 報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、以下の意見・要望があった。
 - ・ 肢体障害、聴覚障害、内部障害を併せ持つ人、及び理解力・判断力・管理能力等に支援が必要な精神障害、知的障害、発達障害、認知症を併せ持つ人等については、「身体介護伴う」以上の単価設定が必要。(日本盲人会連合)
 - ・ 盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援に関して十分な知識、技能を有する者(現行の盲ろう者向け通訳・介助員)が、同行援護従業者として盲ろう者の支援を行った場合に、盲ろう者支援加算(仮称)の対象とする制度を新たに設けること。(全国盲ろう者協会)
- 同行援護の報酬は、身体介護を「伴う場合」と「伴わない場合」で分かれており、それぞれの対象要件を定めている。
- しかし、視覚障害者の移動支援は一般的に体に触れる(身体介護を伴う)という実態を踏まえ、「伴う場合」と「伴わない場合」を分けず、基本報酬の一本化を求める意見がある。

論 点

- 基本報酬が「伴う場合」と「伴わない場合」に分かれていることについてどう考えるか。
 - 同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことが基本であることから、身体介護を「伴う場合」と「伴わない場合」の対象や支援内容を分けることなく、報酬を一本化してはどうか。
- 手厚い支援が必要な者に対する報酬上の評価についてどう考えるか。
 - 盲ろう者等の情報提供が困難な者や、特に身体介護が困難な者等への支援については、加算により評価してはどうか。

同行援護の対象者要件

1 身体介護を伴わない場合

- 右のアセスメント表による調査項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者

2 身体介護を伴う場合

以下の要件のいずれも満たす者

- 伴わない場合の要件を満たす者
- 障害支援区分2以上の者
- 以下の(1)から(5)のいずれかに該当すること。
 - (1) 「歩行」が「全面的な支援が必要」
 - (2) 「移乗」が「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (3) 「移動」が「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (4) 「排尿」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (5) 「排便」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

調査項目		0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通(日常生活に支障がない)	2. 約1m離れた視力確認表の図は見えることができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見えることができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする
視野障害	視野	1. 視野障害がない 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。 必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能の場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行できない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとす。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能の場合に「歩行できる」と判断する。

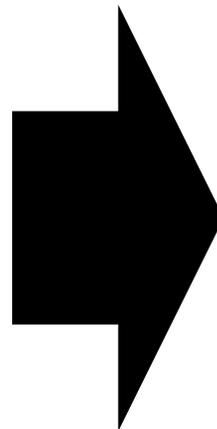
同行援護の主な報酬単価

基本部分		注 基礎研修課程修了者等により行われる場合	注 2人の同行援護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 身体介護を伴う場合	(1) 30分未満 (256単位)	×70/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (405単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (589単位)							
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (672単位)							
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (755単位)							
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (839単位)							
	(7) 3時間以上 (922単位に30分を増すごとに+83単位)							
ロ 身体介護を伴わない場合	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100			特定事業所加算(IV) +5/100			
	(2) 30分以上1時間未満 (199単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (278単位)							
	(4) 1時間30分以上 (348単位に30分を増すごとに+70単位)							

同行援護の報酬体系の見直しのイメージ

【現行】

基本部分	
イ 身体介護を伴う場合	(1) 30分未満 (256単位)
	(2) 30分以上1時間未満 (405単位)
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (589単位)
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (672単位)
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (755単位)
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (839単位)
	(7) 3時間以上 (922単位に30分を増すごとに+83単位)
ロ 身体介護を伴わない場合	(1) 30分未満 (105単位)
	(2) 30分以上1時間未満 (199単位)
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (278単位)
	(4) 1時間30分以上 (348単位に30分を増すごとに+70単位)



【見直し後】

基本部分	
(1) 30分未満	(●単位)
(2) 30分以上1時間未満	(●単位)
(3) 1時間以上1時間30分未満	(●単位)
(4) 1時間30分以上2時間未満	(●単位)
(5) 2時間以上2時間30分未満	(●単位)
(6) 2時間30分以上3時間未満	(●単位)
(7) 3時間以上	(●単位に30分を増すごとに+●単位)
加算部分	
(1) 盲ろう者を支援した場合(仮称)	(+●単位 又は ×●/●)
(2) その他重複障害者を支援した場合(仮称)	(+●単位 又は ×●/●)

【論点2】 従業者要件について

現状・課題

- 平成23年度に同行援護が創設されたときに、従業者要件として、同行援護従業者養成研修一般課程修了者であること、サービス提供責任者の要件として、同行援護従業者養成研修応用課程修了者等であることとしつつ、平成26年9月末までは、これらの研修課程を修了したものとみなす経過措置を設けた。
- 当該経過措置については、平成30年3月末まで延長している。

論 点

- 従業者要件等についてどう考えるか。

- 従業者要件等の経過措置については、従業者要件を満たす者が一定程度確保されており、経過措置期間が6年あったことなどを勘案し、廃止してはどうか。

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の要件

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑨)	△ (実務2年) (※4)	△ (実務5年) (※4)
④居宅介護職員初任者研修修了者(旧2級ヘルパー) ⑤介護職員初任者研修修了者	○	○ (実務3年)	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	△ (実務2年) (※4)	△ (実務5年) (※4)
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修修了者(旧3級ヘルパー)	○ (減算)	×	○	△ (※3)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修修了者	○ (※1)	×	○	△ (※3)	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑧一般課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
	⑨応用課程修了者	×	×	×	○	○ (+①~⑤のいずれか)	×	×
⑨行動援護従業者養成研修修了者	×	×	○	△ (※3)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑩居宅介護等事業従事経験者	○ (減算)	×	○	△ (※3)	×	×	△ (実務2年) (※4)	×
⑪視覚障害者外出介護研修修了者等	△ (減算) (※2)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※3 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※4 平成30年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※5 ほか、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員＋重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。

同行援護従業者の状況について（平成27年度障害福祉課調べ）

(1) 従業者

合計	同行援護従業者養成研修		居宅介護初任者研修課程修了者等	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者	経過措置対象者	研修が終了すると見込まれる者	研修修了予定がない者
	①応用課程修了者	②一般課程修了者					
86,485 人	6,699 人	14,281 人	43,472 人	58 人	21,975 人	2,107 人	19,868 人
(100%)	(7.7%)	(16.5%)	(50.3%)	(0.07%)	(25.4%)	(2.4%)	(23.0%)

※ 居宅介護等の指定を併せて受けている場合もあり、全ての従業者が同行援護を提供しているものではない。

(2) サービス提供責任者

合計	居宅介護職員初任者研修課程修了者等かつ同行援護従業者養成研修応用課程修了者	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者	経過措置対象者	研修が終了すると見込まれる者	研修修了予定がない者
(100%)	(53.7%)	(0.1%)	(46.2%)	(20.4%)	(25.8%)